

高等学校等奨学資金

奨学生のしおり

公益財団法人 島根県育英会

はじめに

あなたは、このたび島根県育英会の高等学校等奨学資金奨学生に採用されました。この奨学資金は、高等学校等に進学したみなさんが自立して学ぶことを援助するためのもので、国・県の補助金のほか過去の奨学生からの返還金でまかなわれみなさんが卒業後返還することによって、新たな奨学生に引き継がれていくものです。

島根県育英会は、みなさんが奨学生としてその立場や責任を自覚し、有意義な学生生活を全うされ、ふるさと島根を愛する社会人として活躍されることを期待しています。

奨学資金返還誓約書（借用証書）コピー貼付欄

このしおりには、あなたが奨学生として採用され、奨学資金の貸与開始から貸与終了までのいろいろな手続と、奨学資金の返還について記載してあります。

全体を通してよく読んで、大切に保管してください。

また、不明な点は、在学する学校の奨学金担当の先生か又は下記の島根県育英会に照会してください。

なお、しおりの記載内容は変更される場合があります。最新の内容は、育英会のホームページ等で確認してください。

公益財団法人 島根県育英会

〒690-0887 松江市殿町 8 番地 3
島根県市町村振興センター 3 階
TEL 0852-28-1981 FAX 0852-26-2089
URL <https://www.shimane-ikuei.or.jp>
E-mail info@shimane-ikuei.or.jp

目 次

1	基本的事項	2
2	高等学校等進学届の提出	3
3	奨学資金返還誓約書（借用証書）・預（貯）金口座振替依頼書の提出 …	3
4	奨学資金の貸与	5
5	貸与中の報告・届出義務と貸与の休止等	6
6	貸与終了＝貸与奨学資金返還確認票の送付	8
7	奨学資金の返還	9
8	時効についての確認事項	9
9	管轄の合意	9
	島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程	10
	報告・届出等の様式	20

1 基本的事項

(1) 奨学生番号について

奨学生番号は、島根県育英会（以下「育英会」という。）の高等学校等奨学資金奨学生となったあなたの固有の番号です。育英会への届け出や問い合わせの際には、必ず奨学生番号と氏名の両方で確認することになりますから、表紙ウラに記入、押印後の「奨学資金返還誓約書（借用証書）」をコピーし、貼付しておいてください。あなたの奨学生番号は、奨学生決定通知書に記載してあります。（予約奨学生の場合は奨学生採用候補者決定通知書に記載してあります。）

(2) 貸与月額と送金方法

貸与月額は、通学形態（自宅通学か自宅外通学）及び学校種別により次表のようになります。（ただし、入学支度金は私立学校に入学した人で、あらかじめ申請して認定された人だけに貸与されます。）

区 分		国 公 立	私 立
奨 学 金	自宅通学（月額）	18,000円	33,000円
	自宅外通学（月額）	23,000円	38,000円
入学支度金（一時金）		—	23,100円

あなたの貸与月額は、奨学生決定通知書に記載された金額です。

送金の方法は、あなたから届け出のあった金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）の指定の口座に2か月分（または4か月分）を振り込みます。

(3) 貸与の始期及び終期について

奨学金の貸与期間は、**予約奨学生・予約緊急奨学生**の場合は、奨学生決定年度に入学した月から在学する学校の最短修業年限の最終月までです。

また、**在学奨学生**の場合は、採用になった年度の4月から在学する学校の最短修業年限の最終月までです。

さらに、緊急採用（高等学校等入学後の家庭・経済事情の急変による採用）による**緊急奨学生**の場合は、理事長が認定した月から在学する学校の最短修業年限の最終月までです。

なお、奨学金が家計の好転等で不要になったときは、辞退できます。その場合、貸与期間は、辞退のあった月までとなります。

なお、入学支度金（私立学校のみ）は、第1学年に入学した人で4月から奨学金を貸与するときのみ、第1回送金に合わせて貸与します。

(4) 貸与額の通知について

貸与期間中の貸与額については、毎年度最終振込み後にお知らせします。（1月末頃）ただし、最終貸与年度は、貸与奨学資金返還確認票により貸与総額をお知らせします。貸与の内容について、しっかりと確認してください。

(5) 貸与期間中の報告等の義務

貸与期間中は、毎年度修学状況の報告義務があります。

また、連帯保証人又は保証人の変更や、休学等修学状況に異動が生じた場合は、その届け

出の義務があります。

詳細は、その様式も含めて後述します。(P. 6)

(6) 貸与の休止等

修学の状況等によっては、奨学金の貸与を休止、停止、取り消しを行うこととなりますので、注意してください。

詳細は後述します。(P. 6)

(7) 奨学資金返還の手続

貸与期間の終期(最終振込み後)に、貸与奨学資金返還確認票の送付とともに返還についての案内をします。

2 高等学校等進学届の提出

予約奨学生は、予約奨学生採用候補者決定通知を受けたのち、進学先が決定した後、決められた期日までに高等学校等進学届(以下「進学届」という。)を在学する高等学校等へ提出してください。

3 奨学資金返還誓約書(借用証書)・預(貯)金口座振替依頼書の提出

奨学資金返還誓約書(借用証書)(以下「返還誓約書」という。)は、借用金額と保証関係及び返還方法を確認するものです。

予約奨学生は進学届を提出後、在学奨学生及び緊急奨学生は奨学生決定通知を受けたのち、返還誓約書、預(貯)金口座振替依頼書を提出していただきます。返還誓約書は、連帯保証人及び保証人と連署の上、提出年月日を忘れずに記入してコピーをとった後、本書を在学する高等学校等へ提出してください。

返還誓約書のコピーは、このしおりの表紙裏の該当箇所に貼って**保管**してください。

(1) 借用金額

奨学生として**貸与を受ける奨学資金の総額**です。金額を訂正することはできません。ただし、貸与額の変更がある場合は、別途、「奨学金貸与額変更願」により手続きを行うこととなります。変更が必要な場合は、連絡してください。

(2) 本人の住所・氏名・印

住所は記入日現在の住民登録地を記入、確認してください。(住民票添付)

自宅外通学の人は、空いている箇所に自宅外の住所も記入してください。

氏名等すべての記入は自署、印は認印で構いません。

(3) 連帯保証人

奨学生本人と連帯して返還の責任を負います。

本人の父母またはこれに代わる独立した生計を営む身元確実な成年者で、出願手続き時、願書に記入していただいた人です。

氏名等すべての記入は自署、印鑑は実印とします。

(4) 保証人

本人や連帯保証人が返還できなくなった場合、本人に代わって返還する人です。
連帯保証人と世帯が別で独立した生計を営んでいる身元確実な成年者とし、出願手続き時、願書に記入していただいた人です。

氏名等すべての記入は自署、印鑑は実印とします。

(5) 親権者

民法で定められた親権者のことです。奨学生本人が未成年者の場合、通常は父母が親権者です。父母のいずれかがいない場合は、一人となります。

氏名等すべての記入は自署、押印してください。

(6) 住民票の添付

本人は、住民票を添付してください。(発行から3か月以内の原本)

(7) 印鑑登録証明書の添付

連帯保証人及び保証人の実印に係る印鑑登録証明書を各1通添付してください。

(発行から3か月以内の原本)

(8) 貸与の条件について

奨学生本人が学科名・学年を記入し、貸与の条件に誤りがないか確認をしてください。

(9) 返還の条件について

返還は貸与期間が終了した月の翌月から起算して6か月を経過した翌月(一般的には3月に卒業してその年の10月)から始まります。毎月確実な返還ができる金額を5,000円~10,000円(千円単位)から選んでください。

(10) 返還金の口座振替について

奨学金の返還は、金融機関の口座振替の方法によると定められています。返還金の振替口座をどこにするか、提示の9機関のうちから指定してください。振替口座は本人名義のものとしします。

【金融機関・口座振替手数料一覧】

金融機関名	口座振替手数料	金融機関名	口座振替手数料
ゆうちょ銀行	33円	山陰合同銀行	55円
島根銀行	55円	しまね信用金庫	55円
島根中央信用金庫	55円	日本海信用金庫	55円
西中国信用金庫	55円	島根県農業協同組合	33円
島根益田信用組合	26円	※手数料は変更になる場合があります。	

(11) 口座振替用紙の提出について

希望する金融機関が決まりましたら、「預(貯)金口座振替依頼書 自動払込利用申込書[㊤]」に必要事項を記入し、3枚とも育英会に提出してください。(直接、金融機関に提出しないでください。)

(12) 口座振替手数料について

口座振替手数料は本人負担となっており、返還金額と合わせて振り替えます。消費税を含む口座振替手数料は、【金融機関・口座振替手数料一覧】のとおりです。

(毎月10,000円の割賦金をゆうちょ銀行で返還の場合は、10,033円が口座から引き落としとなります。)

※口座振替手数料は状況により変更になることがあります。育英会のホームページ等で確認してください。

4 奨学資金の貸与

(1) 奨学資金の振込

奨学資金は、あなたから提出された金融機関口座届により指定の口座（口座名義人は奨学生本人）に振り込みます。

振込予定日は次表のとおりです。

育英会や金融機関からの振込通知はありませんので、通帳に記帳（残高照会）等をして確認してください。

やむを得ない理由で、振込口座の変更をしたいときは、在学する学校の奨学金担当の先生に連絡するか又は育英会へ連絡してください。また、金融機関の統合・合併等により、金融機関名・支店名等に変更が生じた場合にも連絡してください。

奨学資金振込予定表

奨学資金区分		振込予定日
第1回	4・5月分	5月10日
第2回	6・7月分	7月10日
第3回	8・9月分	9月10日
第4回	10・11月分	11月10日
第5回	12～3月分	1月10日

注1： 予約奨学生の第1回目の振込は、**5月末日頃**になります。

注2： 在学奨学生の第1回目の振込は、**9月末日頃**になります。その場合は、4月分にさかのぼって、6か月分を振込します。

注3： 振込予定日は、都合により遅れることがあります。

注4： 振込予定日が金融機関の休業日の場合は、直前の営業日となります。

(2) 奨学資金の受取方法

振り込まれた奨学資金の受け取りは、一般の普通預金の払い出し手続きと同じです。

キャッシュカードで引き出すこともできます。

通帳、印鑑及びキャッシュカードは、盗難等に十分注意してください。

5 貸与中の報告・届出義務と貸与の休止等

すべての書類の提出は、在学する学校に提出してください。提出された書類は、学校を通して育英会に送付されます。

(1) 進級確認書及び生活状況書の提出

奨学生は、貸与開始の年度から、貸与期間の終了する年度の前年度まで、毎年3月31日までに**進級確認書**、**生活状況書**を在学する学校へ提出してください。提出のない場合は、送金を停止することがあります。

① **進級確認書** → (様式7)をコピーし、「学科・学年・奨学生番号・氏名」を記入し、在学する学校へ提出。提出にあたっては、学校へ確認してください。

② **生活状況書** → (様式8)をコピーし、必要な個所を記入し、署名後、在学する学校へ提出。**進級できず留年となった場合は、奨学金は貸与休止となります。**その後進級したときは、それが休止の日から2年以内であれば(様式11)による貸与復活願(在学する学校長が証明)の提出により、奨学金の貸与を復活することができます。

(2) 奨学生異動届の提出

次の事由が生じた場合は、直ちに奨学生異動届(様式9)(以下「異動届」という。)を在学する学校へ提出してください。

異動届には、連帯保証人との連署が必要です。

届出の内容により、奨学金の貸与を休止又は停止することになります。

① 休学するとき

休学の初日の属する月の翌月から、奨学金の貸与が休止となります。

② 復学するとき

休学が2年以内又は長期欠席の事由が解消した場合、異動届と貸与復活願(様式11)の提出により奨学金の貸与を復活することができます。

③ 転学するとき

異動届を提出してください。

育英会の規程においては、転学した場合、奨学金の貸与を辞退したものとみなし、貸与を終了します。ただし、理事長が認めたときには、継続することができますので育英会まで連絡してください。

なお、各種学校等奨学金取扱対象外の学校へ転学したときは、奨学金を辞退したものとみなし、貸与が終了します。

④ 長期の欠席をするとき

長期欠席の初日の属する月の翌月から、奨学金の貸与が休止となります。(長期とは、おおむね4か月以上をいいます。)

長期欠席の事由が解消し、出席できることとなり、貸与復活願(様式11)が提出され、承認されたときは貸与を復活することができます。

⑤ 退学するとき

学校を途中で退学した日をもって、奨学金を辞退したものとみなし、その日の属する月で貸与期間が終了となります。

⑥ 退学の処分を受けたとき

退学処分を受けた場合は、奨学金貸与停止となり、処分の日の属する月で貸与期間が終了となります。

⑦ 停学その他の処分を受けたとき

処分の内容、理由、期間等により、処分の日の属する月の翌月から奨学金の貸与を停止することがあります。

⑧ 連帯保証人又は保証人を変更する必要があるとき

連帯保証人又は保証人を死亡その他の事由で変更する場合は、育英会（☎0852-28-1981）までお問合せください。

異動届にあわせて本人及び変更後の連帯保証人又は保証人の自署押印（実印、印鑑登録証明書添付）による届け出が必要となります。

(1) 奨学資金返還者異動届・1（連帯保証人・保証人変更届）（様式14）

※印鑑登録証明書は発行から3か月以内の原本。

※本人が未成年の場合、住民票（認印押印）可。

(2) 連帯保証人は、奨学生本人と連帯して返還の責任を負う人です。原則として本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者です。

奨学生本人が未成年者の場合は、その親権者（親権者がいない場合は未成年後見人）で未成年者及び学生でないこと、債務整理中（破産等）でないことの条件を満たす必要があります。

(3) 保証人は、連帯保証人と別生計で、独立した生計を営み、奨学生採用年度の4月1日時点で65歳以下の方をえらんでください。島根県内・県外は問いませんが、未成年者及び学生でないこと、債務整理中（破産等）でないことの条件を満たす必要があります。

⑨ 本人又は連帯保証人若しくは保証人の住所等の変更があったとき

住所・氏名等に変更があった場合は、異動届にあわせて本人及び変更後の連帯保証人又は保証人の自署による届け出が必要となります。

(1) 奨学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）（様式14）

・住所変更：住民票を添付

・姓の変更：戸籍抄本を添付

※いずれの添付書類も発行から3か月以内の原本

(3) 奨学金の辞退

家計の好転等で、育英会高等学校等奨学資金が不要になる場合、奨学生はいつでも奨学金辞退届（様式12）を提出することにより、奨学金を辞退することができます。

退学、退学処分の場合は、原則として前述の異動届の提出だけで奨学金の辞退扱いとなります。

辞退または辞退扱いとなるまでに貸与を受けた奨学資金については、直ちに返還の手続きを進めていただくことになります。

(4) 貸与月額を変更するとき

通学形態が変更になった場合（例えば、自宅から通学していたが転居したために自宅外から通学するような状況になった）や、家計の好転等で、自宅外通学しているにもかかわらず自宅通学の貸与月額を希望するような場合には、別途、「奨学金貸与額変更願」により手続きを行うこととなります。増額の場合、連帯保証人及び保証人が署名・実印押印及び印鑑登録証明書の提出が必要となります。変更がある場合は学校に連絡してください。

(5) 奨学金貸与の取り消し

次の場合、奨学金の貸与が取り消しとなり（①～③）、又は取り消されることがあります（④～⑧）。

- ① 退学処分を受けたとき
- ② 奨学金の貸与が休止又は停止となって2年が経過したとき
- ③ 死亡したとき
- ④ 奨学生願書に虚偽の記載又は記載しなければならない事項を故意に記入しなかったとき
- ⑤ 奨学生異動届を提出せず、不正に貸与を受けたとき
- ⑥ 病気等により修学不能と認められるとき
- ⑦ 学業成績の不振、性行不良、責務の不履行等奨学生としてふさわしくないと認められるとき
- ⑧ 奨学金の貸与が不要と認められるとき

取り消しになった場合、それまでに貸与を受けた奨学資金について、直ちに返還の手続きを進めていただくことになります。

6 貸与終了＝貸与奨学資金返還確認票の送付

奨学金の最終振込み後に、貸与奨学資金返還確認票を送付します。（卒業年度の1月末頃）貸与や返還の内容について、しっかりと確認をしてください。

7 奨学資金の返還

貸与奨学金返還確認票に同封の「奨学資金返還のてびき」に記載してありますので、それに従ってください。

8 時効についての確認事項

奨学生、連帯保証人又は保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人又は保証人にも及ぶこととします。

9 管轄の合意

民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

なお、上記以外の特殊な場合の手続き等については省略してあります。次の「公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程」を参照してください。不明な点は育英会へお尋ねください。

公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程

目 次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
 - 第2章 奨学資金の貸与の申請、選考、決定等（第5条～第7条）
 - 第3章 奨学資金の貸与及び貸与期間中の報告等（第8条～第16条）
 - 第4章 奨学資金の返還及び返還期間中の報告等（第17条～第24条）
 - 第5章 奨学資金の返還免除及び手続（第25条～第27条）
 - 第6章 補則（第28条）
- 附 則

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 この規程は、公益財団法人島根県育英会定款（平成23年4月1日施行）第3条に規定する目的を達成するため、学習意欲が旺盛でありながら経済的な理由により修学困難な本県出身の生徒に対し、奨学資金を貸与するために必要な手続等を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規程において「奨学資金」とは、奨学金及び入学支度金をいう。

2 この規程において「奨学金」とは、在学中の経済的負担を軽減するために貸与する金銭をいう。

3 この規程において「入学支度金」とは、私立の学校に入学するために貸与する金銭をいい、奨学金の貸与を受ける人についてのみ貸与することができるものとする。

4 この規程において「奨学生」とは、奨学資金の貸与を受ける人をいう。

5 この規程において「生徒」とは、次の各号に掲げる学校（以下「高等学校等」という。）のいずれかに在学する本県出身の生徒であって、修学に耐えることができる心身を有し、かつ、経済的理由により修学が困難である人をいう。

- (1) 高等学校
- (2) 中等教育学校の後期課程
- (3) 特別支援学校の高等部の本科
- (4) 高等専門学校（専攻科を除く。）
- (5) 専修学校の高等課程

6 この規程において「本県出身」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 生徒の住所が島根県内に通算して5年以上ある場合
- (2) 父母又はこれに代わる人の住所が島根県内にある場合
- (3) 前2号に準ずる人として選考委員会において特に認めた場合

7 第5項に定める生徒であっても次の各号のいずれかに該当する人は、この規程に基づく奨学生の対象とはしない。

- (1) 日本学生支援機構における奨学金（給付型を除く）を受けている人
- (2) 母子及び寡婦福祉法に定める修学資金又は就学支度資金を受けている人
- (3) 高等学校定時制課程等修学奨励資金を受けている人
- (4) 特別支援教育就学奨励費の給付を受けている人

（貸与額及び利息）

第3条 奨学金の貸与月額は、次の表の左欄に掲げる通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

通学形態の区分		奨学金の貸与月額
国公立	自宅通学	18,000円
	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	33,000円
	自宅外通学	38,000円

- 2 入学支度金の額は、23,100円とする。
- 3 奨学金及び入学支度金は、無利息とする。

（連帯保証人及び保証人）

第4条 奨学資金の貸与を受けようとする人（以下「奨学生志望者」という。）は、連帯保証人1人及び保証人1人を立てなければならない。

- 2 前項の連帯保証人及び保証人は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 連帯保証人 本人の父母又はこれに代わる独立の生計を営む成年者
 - (2) 保証人 当該年度の4月1日における年齢が65歳以下の人で独立の生計を営む成年者
- 3 理事長は、必要があると認める場合は、奨学資金の貸与を受けた人に対し、連帯保証人若しくは保証人の追加又は連帯保証人若しくは保証人の変更を求めることができる。

第2章 奨学資金の貸与の申請、選考、決定等

（奨学生願書の提出及び取下げ）

第5条 奨学生志望者は、連帯保証人となる人と連署の上、別に定める高等学校等奨学生願書（以下「奨学生願書」という。）を別に定める期日までに在学する学校長（以下「学校長」という。）に提出してその推薦を受けなければならない。

- 2 前項の規定により提出する奨学生願書には、奨学生志望者の属する世帯の全員に係る所得を証する書類（以下「所得証明書」という。）を添付しなければならない。
- 3 奨学生願書を提出した人（以下「出願者」という。）は、奨学生願書の提出後奨学生の決定

通知を受ける日の前日までに、学校長を通じて、別に定める高等学校等奨学生願書取下届（以下「願書取下届」という。）を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げることができる。

- 4 出願者は、高等学校等に入学しなかったとき、又は、高等学校等の前学年から進級しなかった場合は、直ちに、学校長を通じて、願書取下届を理事長に提出することにより、奨学生願書を取下げることができる。

（奨学生の選考及び決定）

第6条 選考委員会は、出願者のうち、学習意欲が旺盛で経済的理由により修学が困難である人を選考するものとする。

- 2 前項の規定により行われる選考は、次に掲げる判定に基づくものとする。

(1) 特に学習意欲が旺盛であるかどうかについての総合的判定

(2) 修学が困難であるかどうかについての判定

- 3 前項の規定にかかわらず著しく修学が困難と認められる人については、同項第2号の判定により選考するものとする。

- 4 奨学生は、選考委員会の議を経て理事長がこれを決定する。この場合において、高等学校等に在学していない人（以下「予約奨学生」という。）については、高等学校等への進学を条件としなければならない。

- 5 理事長は、前項の規定により奨学生を決定した場合は、学校長を通じて出願者に文書で通知するものとする。

- 6 予約奨学生は、高等学校等への入学後、学校長を通じて、別に定める高等学校等進学届を理事長に提出することによって奨学生の資格を得るものとする。

（返還誓約書（借用証書）・預貯金口座振替依頼書等の提出）

第7条 奨学生の決定通知書を受けた人は、高等学校等への入学後、理事長が指定する期限までに学校長を通じて、別に定める返還誓約書（借用証書）（連帯保証人及び保証人と連署、押印したもの。以下「返還誓約書」）並びに別に定める預貯金口座振替依頼書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、奨学生は、保証人を立てることが困難なときは、学校長を通じて、あらかじめ別に定める保証人免除願を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 前項の承認を受けた人については、この規程中「連帯保証人及び保証人」、「連帯保証人又は保証人」又は「連帯保証人若しくは保証人」とあるのは、それぞれ「連帯保証人」と読替えるものとする。

- 4 返還誓約書を提出する場合は、奨学生本人の住民票抄本並びに連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付しなければならない。

第3章 奨学資金の貸与及び貸与期間中の報告等

(奨学資金の交付)

- 第8条 奨学金は、2か月分又は4か月分を合わせて交付する。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。
- 2 入学支度金は、第7条に規定する返還誓約書の提出があった後、最初の奨学金の交付に合わせて交付する。
 - 3 奨学金の交付は、金融機関に委託して行うものとする。

(貸与額の通知)

- 第9条 奨学金の貸与月額並びに貸与総額は、毎年度1月以降奨学生本人に送付する貸与額通知書により通知するものとする。ただし、最終貸与年度においては、奨学金の最終送金終了後奨学生本人に送付する貸与奨学金返還確認票により通知するものとする。

(貸与月額の変更)

- 第10条 奨学金の貸与月額の変更は、別に定める島根県育英会高等学校等奨学金貸与月額変更願（奨学生が未成年者の場合にあっては、その親権者又は後見人が連署、押印することを要し、当該奨学金貸与月額変更願により貸与総額が変更前より増額する場合にあっては、連帯保証人及び保証人が連署、押印することを要する。）を奨学生が学校長を通じて提出することにより行うものとし、当該変更を適用する月は理事長が別に定めるものとする。
- 2 前項に規定する奨学金貸与月額変更願を提出する場合は、別に定める必要書類を添付するものとする。

(奨学金の貸与期間)

- 第11条 奨学金の貸与期間は、次の各号の区分に応じ当該各号に定める月（以下「貸与開始月」という。）から在学する学校の最短修業年限の最終月までとする。ただし、修業年限の定めのない高等学校等に在学する人に対する奨学金の貸与期間は、4年間を限度とする。
- (1) 予約奨学生 入学した月
 - (2) 予約奨学生以外の者 理事長が別に定める月

(進級確認、学業成績及び生活状況の報告)

- 第12条 奨学生は、毎年度、理事長が別に定める期日までに、学校長を通じて、学校長が証明する進級確認書及び理事長が別に定める生活状況書を理事長に提出しなければならない。

(奨学生異動届)

- 第13条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、連帯保証人（第7号の場合にあっては新たに連帯保証人となる者）と連署の上、学校長を通じて、別に定める高等学校等

奨学生異動届（以下「奨学生異動届」という。）を理事長に提出しなければならない。

- (1) 休学（修得単位に加算される留学を除く。以下同じ。）をするとき又は休学中の人が復学をしたとき。
- (2) 転学をするとき。
- (3) 長期の欠席をするとき。
- (4) 退学をするとき。
- (5) 退学の処分を受けたとき。
- (6) 停学その他の処分を受けたとき。
- (7) 連帯保証人又は保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (8) 本人又は連帯保証人若しくは保証人の住所その他重要な事項に変更があったとき。

（貸与の休止又は停止）

第14条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日の属する月の翌月から奨学金の貸与を休止する。

- (1) 進級しなかったとき。 進級が認められなかった日
 - (2) 休学をしたとき。 休学の初日
 - (3) 長期の欠席をしたとき。 長期の欠席の初日
- 2 奨学生が停学その他の処分を受けた場合は、その処分を受けた日の属する月の翌月から奨学金の貸与を停止することがある。
- 3 理事長は、奨学金の貸与を休止した場合又は奨学金の貸与を停止した場合は、本人にその旨を文書で通知するものとする。

（貸与の復活）

第15条 奨学生が、奨学金の貸与を休止又は停止された場合において、学校長を通じて、これらの事由の消滅を理由として貸与の休止又は停止の解除を願い出たときは、貸与の休止又は停止の時から2年以内に限り、奨学金の貸与を復活させることができる。

- 2 理事長は、奨学金の貸与を復活させた場合は、学校長を通じて本人にその旨を文書で通知するものとする。

（奨学資金の辞退及び貸与期間の特例）

第16条 奨学生は、学校長を通じて、別に定める高等学校等奨学資金辞退届（以下「奨学資金辞退届」という。）を理事長に提出することにより、奨学資金を辞退することができる。

- 2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金を辞退したものとみなす。ただし、奨学生が第2号の事由に該当する場合で理事長が認めたときは、この限りでない。
- (1) 中途退学したとき。 中途退学した日
- (2) 転学したとき。 転学した日

- 3 奨学金の辞退があった場合（辞退したものとみなされた場合を含む。）における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金辞退届を提出した日又は奨学金を辞退したものとみなされた日の属する月までとする。

（奨学金貸与の取消し及び貸与期間の特例）

第17条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取消す。

- (1) 退学の処分を受けたとき。 処分を受けた日
 - (2) 奨学金の貸与を休止又は停止された時から2年を経過したとき。 2年を経過した日
 - (3) 死亡したとき。 死亡した日
- 2 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日に奨学金の貸与を取消すことがある。
- (1) 奨学生願書に虚偽の事項を記入又は記入しなければならない事項を故意に記入しなかったことにより、奨学生に決定されたことが判明したとき。 判明した日
 - (2) 第13条第1号から第3号まで並びに第7号及び第8号に定める事由のいずれかに該当する場合において、奨学生異動届を提出せず、不正に奨学金の貸与を受けたことが判明したとき。 判明した日
 - (3) 傷病などにより修学の見込がないと理事長が認めたとき。 認めた日
 - (4) 学業成績の不振、性行の不良、債務の不履行などにより、奨学生としてふさわしくないとして理事長が認めたとき。 認めた日
 - (5) 奨学金の貸与を必要としなくなったと理事長が認めたとき。 認めた日
- 3 奨学金の貸与の取消しをした場合は、学校長を通じて本人にその旨を文書で通知する。
- 4 奨学金の貸与を取消した場合における奨学金の貸与期間は、貸与開始月から奨学金の貸与を取消した日の属する月までとする。

第4章 奨学資金の返還及び返還期間中の報告等

（奨学資金の返還）

第18条 奨学資金を返還しようとする人（以下「奨学資金返還者」という。）は、奨学金の貸与期間が終了した月の翌月から起算して6月を経過した月から、貸与を受けた奨学資金の総額に応じて別に定める返還期間内に、貸与を受けた奨学資金を返還しなければならない。

- 2 奨学資金の返還は、次に掲げる方法によらなければならない。
- (1) 月賦又は月賦と半年賦
 - (2) 別に定める金融機関の口座振替
- 3 前項第1号に掲げる割賦の金額は、理事長が別に定める。
- 4 奨学資金返還者が島根県奨学金返還助成制度の対象者となったときは、理事長が別に定めるところにより、返還すべき奨学資金の全部又は一部を免除することができる。

- 5 奨学資金返還者の申し出により理事長が必要と認めるものについては、別の返還期間及び返還方法を指示することができる。

(奨学資金の全部返還)

第19条 奨学資金返還者が支払能力を有しているにもかかわらず、割賦金の額の返還を著しく怠ったと理事長が認める場合は、理事長が指定する期日までに返還未済額の全部を返還するよう文書で請求することができる。

(奨学資金の繰上げ返還)

第20条 奨学資金返還者は、いつでも、貸与を受けた奨学資金を繰上げて返還することができる。

(奨学資金の返還猶予)

第21条 奨学資金返還者が次の各号のいずれかの事由により貸与を受けた奨学資金の返還猶予を希望する場合は、別に定める高等学校等奨学資金返還猶予願にその事由を証する書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第5項各号及び次に定める学校に在学するとき。

ア 大学院

イ 大学

ウ 短期大学

エ 専修学校の専門課程

- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者となったとき。

- (3) 災害又は傷病により奨学資金の返還が著しく困難になったとき。

- (4) そのほか、止むを得ない事由により奨学資金の返還が著しく困難になったとき。

- 2 理事長は、奨学資金の返還を猶予する必要があると認めたときは、通算6年以内の期間（奨学金返還者が前項第1号の事由に該当する場合で理事長が認めたときにあっては、理事長が認める期間）を限度として返還の猶予をすることができる。

- 3 理事長は、前項の規定により奨学資金の返還猶予をした場合は、本人にその旨を文書で通知する。

- 4 理事長は、第1項に定める事由により奨学資金の返還の猶予している期間中に特に必要があると認める場合は、その事由を証する書類を提出させることができる。

(割賦金に係る延滞金)

第22条 奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したときは、延滞金を徴するものとする。ただし、割賦金が返還期日から起算して1月を経過する日（当該期日が金融機関の休業日である場合において、その翌営業日を期限とするものを含む。）までに返還され、かつ、当該割賦金の延滞が発生した時点において、当該割賦金に係る奨学金の他の割賦金の返還を延滞していない場合にあっては、この限りではない。

2 前項に規定する延滞金の額は、その延滞している割賦金の額に返還期日の翌日から返還した日までの日数に年（365日当たり）5パーセントの割合を乗じて計算した金額とする。ただし、奨学金返還者が割賦金の返還を延滞したことにつき災害、傷病その他真にやむを得ない事由があると認められるときは、その延滞金を減免することができる。

（返還金の充当）

第23条 奨学資金返還者から返還金の支払があった場合は、次に掲げるところにより、当該返還金を割賦金に充当する。

- (1) 返還期日の到来している割賦金及び返還期日の到来していない割賦金があるときは、返還期日の到来している割賦金から充当する。
- (2) 返還期日の到来している割賦金については、返還期日の早く到来したものから充当する。
- (3) 返還期日の到来していない割賦金については、返還期日の早く到来するものから充当する。

（奨学資金返還者の異動届）

第24条 奨学資金返還者及び奨学資金の返還の猶予を受けている人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、別に定める奨学生異動届を理事長に提出しなければならない。この場合においては、第7条第4項に準ずる書類を添付しなければならない。

- (1) 連帯保証人又は保証人を死亡その他の事由により変更しようとするとき。
- (2) 本人、連帯保証人又は保証人の住所その他の事項に変更があったとき。

（死亡届の提出）

第25条 奨学生、奨学資金返還者又は奨学資金の返還を猶予されている人が死亡した場合は、その相続人又は連帯保証人若しくは保証人は、直ちに、別に定める死亡届に死亡事実が記載された証明書等を添付して理事長に提出しなければならない。

第5章 奨学資金の返還免除及び手続

（返還免除）

第26条 理事長は、奨学生又は奨学資金返還者が死亡又は心身の障害により奨学資金の返還ができなくなった場合には、当該奨学生又は当該奨学資金返還者が貸与を受けた奨学資金の返還未済額の全額又は一部の額の返還を免除することができる。

（返還免除の手続）

第27条 奨学生又は奨学資金返還者（死亡によるときは、その相続人。以下同じ。）は、前条に規定する事由により奨学資金の返還免除を受けようとするときは、連帯保証人及び保証人と連署の上、別に定める高等学校等奨学資金返還免除願（以下「奨学資金返還免除願」という。）を理事長に提出しなければならない。この場合において、奨学生又は奨学資金返還者が奨学資

金返還免除願を提出できないとき、又はしないときは、連帯保証人及び保証人は、連署の上、奨学資金返還免除願を理事長に提出することができる。

2 奨学資金返還免除願には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 死亡によるときは、個人事項証明書その他公的な証明書

(2) 心身の障害によるときは、当該障害の事実及び程度を証する医師等の診断書並びに返還できなくなった事情を証する書類

(返還免除の決定)

第28条 奨学資金返還免除願の提出があった場合は、理事会がこれを審査のうえ返還免除を行うかどうかの決定をするものとする。

2 理事長は、前項の決定があった場合は、奨学資金返還免除願を提出した人に文書で通知するものとする。

第6章 補 則

(実施細目)

第29条 この規程中別に定めるとした事項その他この規程の実施に関し必要な事項及び各種様式は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成16年6月9日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度決定に係る奨学生から適用する。

2 この規程の変更後の第2条第7項第4号の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（平成25年6月11日）から施行する。

附 則

この規程は、理事会の承認のあった日（平成26年6月16日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(既貸与者の取扱)

- 1 平成29年3月31日までに貸与を開始した奨学生は、理事長が別に定める期日までに返還誓約書(借用証書)を提出しなければならない。平成29年3月31日までに貸与が終了した人中で、返還誓約書(借用証書)未提出の人については従前の例によるものとする。
- 2 返還誓約書に添付する書類については、第7条第4項に準ずるものとする。

様式1 (規程第5条関係)	高等学校等奨学生願書	……………	省略
様式2 (規程第5条関係)	高等学校等奨学生願書取下届	……………	省略
様式3 (規程第6条関係)	高等学校等進学届	……………	省略
様式4 (規程第7条関係)	奨学資金返還誓約書(借用証書)	……………	省略
様式5 (規程第7条関係)	預(貯)金口座振替依頼書	……………	省略
様式6 (規程第10条関係)	島根県育英会高等学校等奨学金貸与月額変更願	……………	省略
様式13 (規程第21条関係)	高等学校等奨学資金返還猶予願	……………	省略
様式14 (規程第24条関係)	奨学資金返還者異動届	……………	省略
様式15 (規程第24条関係)	奨学資金返還誓約書(借用証書)の変更届	……………	削除
様式16 (規程第25条関係)	死亡届	……………	省略
様式17 (規程第27条関係)	高等学校等奨学資金返還免除願	……………	省略

様式 7 (規程第12条関係)

(このページをコピーして書類を作成してください。)

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

令和 年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

印

進 級 確 認 書

このことについて、下記のとおり証明します。

記

〈Aパターン〉 全日制・定時制の課程に在籍している奨学生

課 程	学 科	学 年	奨学生番号	氏 名	進級・留年 (○) (×)	備 考

〈Bパターン〉 通信制の課程に在籍している奨学生

課 程	学 科	奨学生番号	氏 名	本年度の 修得単位数	前籍校を含めて 貸与月数が48か月 以内での卒業見込	備 考
				単位	a 見込める b 見込めない	

※ 提出にあたっては下記によりお願いします。

上記の「課程名・学科名・学年・奨学生番号・氏名」欄を記入後、Aパターンでは「進級・留年」欄を記入、Bパターンでは「修得単位数・貸与月数が48か月以内での卒業見込」欄を記入して提出してください。

また、転学し継続貸与希望の場合は、備考欄にその旨と修得単位数を記入して提出してください。

非活動生の場合も、備考欄にその旨を記入して提出してください。

様式 8 (規程第12条関係)

(このページをコピーして書類を作成してください。)

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
※奨学生本人が自筆で記入してください。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島高奨第 ー 号

住 所 〒 ー

氏 名

学校・学科名

生 活 状 況 書

令和 年 4 月から令和 年 3 月までの生活状況は、下記のとおりでしたので、継続して
{ 自宅通学 }
{ 自宅外通学 } の奨学金の貸与をお願いします。(※該当する奨学金区分を○で囲むこと。)

記

生活状況

1 経済状況

- ・生計を一にしている家計状況が、出願時又は前回の生活状況書提出時に比べて
ア ほぼ変わらない イ 苦しくなった ウ その他

具体的に記入

2 学校生活の状況

- ・学力向上のため授業に

ア 積極的に参加した イ あまり参加しなかった ウ その他

具体的に記入

- ・部活動、クラブ活動等への参加 (具体的に記入)

(注意 自宅外通学の奨学金を貸与されている人は、自宅外の住所を記入すること。また、住所の変更があった人は異動届等を提出すること。)

様式9 (規程第13条関係)

(このページをコピーして書類を作成してください。)

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。

※各自が自筆で記入してください。

令和 年 月 日
公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島高奨第 ー 号

奨学生本人 住所 〒 ー
(自筆で記入)

氏名
TEL

連帯保証人 住所 〒 ー
(父母等)

(自筆で記入) 氏名
TEL

高等学校等奨学生異動届

下記のとおり異動事項が生じたので、(公財)島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程第13条の規定により異動届を提出します。

記

1 異動事項(該当箇所を○で囲み、その日付等を記入してください。)

ア 休学(令和 年 月 日付、休学期間 ~)

イ 復学(令和 年 月 日付)

ウ 転学(令和 年 月 日付、転学学校名)

※特別な事情により、継続して貸与を希望される場合は、至急育英会まで連絡してください。

エ 長期欠席(令和 年 月 日~令和 年 月 日)

オ 退学(令和 年 月 日付)

カ 退学処分(令和 年 月 日付)

キ 停学処分(令和 年 月 日付、停学期間 ~)

ク その他の処分(令和 年 月 日付、内容)

ケ 返還誓約書(借用証書)の連帯保証人又は保証人を変更する

コ 返還誓約書(借用証書)の本人又は連帯保証人若しくは保証人の記載事項に変更が生じた

※ケに該当するときは「奨学資金返還者異動届・1(連帯保証人・保証人変更届)」(様式14)、
コに該当するときは「奨学資金返還者異動届・2(住所等記載事項変更届)」(様式14)と変更を証明する添付書類等をあわせて提出してください。

2 異動理由(上記ア~クに該当する場合、具体的に記入。上記ケ又はコに該当する場合、その理由及び変更後の内容を記入。)

上記記載事項に相違ありません。

令和 年 月 日

学校名

学校長名

印

奨学資金返還者異動届・1（連帯保証人・保証人変更届）

借用金額

円

私は公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程の規定を守り、「高等学校等奨学資金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号			実印
	住民票に記載の住所	〒 -		
	フリガナ	勤務先名		
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
Eメールアドレス				
連帯保証人	住所	〒 -		実印
	フリガナ	勤務先名		
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
生年月日				
保証人	住所	〒 -		実印
	フリガナ	勤務先名		
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
生年月日				

本人欄の記入は必須
(本人自署)

変更のある人の欄のみ全て記入してください。
それぞれ自署押印してください。

- ※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自署で記入する。
- ※2 実印押印のうえ印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）を添付する。
- ※3 本人が未成年の場合は実印・印鑑登録証明書に替え認印・住民票で可。

.....（奨学生が未成年者の場合には記入してください。）.....

親権者 (父) (後見人)	住所	〒 -		☎(自宅) 携帯	印
	氏名	勤務先名			
親権者 (母)	住所	〒 -		☎(自宅) 携帯	印
	氏名	勤務先名			

- 1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）
借用証書記載の（※連帯保証人 ・ ※保証人）を変更する。
- 2 異動の理由（具体的に記入）

- 3 時効についての確認事項
奨学生、連帯保証人又は保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人又は保証人にも及ぶこととします。
- 4 管轄の合意
民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

奨学資金返還者異動届・2（住所等記載事項変更届）

借用金額

円

私は公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学生として上記の金額を借用しました。ついては、公益財団法人島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程の規定を守り、「高等学校等奨学資金返還のてびき」記載の取扱にしたがい借用金額を返還することを誓約します。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

本人	奨学生番号			
	住民票に記載の住所	〒 -		
	フリガナ	勤務先名		
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
Eメールアドレス				
連帯保証人	住所	〒 -		
	フリガナ	勤務先名		
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
生年月日				
保証人	住所	〒 -		
	フリガナ	勤務先名		
	氏名	☎		
	電話番号	(自宅)	(携帯)	
	本人との関係			
生年月日				

本人欄の記入は必須
(本人自署)

変更のある人の欄のみ全て記入してください。
それぞれ自署してください。

- ※1 本人欄の記入は必須、次に変更のある人の欄をいずれも自署で記入する。
- ※2 住所変更の場合は住民票（発行後3か月以内の原本）を添付する。
- ※3 姓変更の場合は戸籍抄本（発行後3か月以内の原本）を添付する。

.....（奨学生が未成年者の場合には記入してください。）.....

親権者 (父) (後見人)	住所	〒 -		☎(自宅) 携帯
	氏名	勤務先名		
親権者 (母)	住所	〒 -		☎(自宅) 携帯
	氏名	勤務先名		

- 1 異動事項（※の該当箇所を○で囲んでください。）
借用証書記載の（※本人・※連帯保証人・※保証人・※親権者）の記載事項に変更が生じた。
- 2 異動事項の内容（具体的に記入）
- 3 異動の理由（具体的に記入）

- 4 時効についての確認事項
奨学生、連帯保証人又は保証人のいずれかに時効の完成猶予又は時効の更新事由が生じたときは、その効力は当該事由の生じた者以外の奨学生、連帯保証人又は保証人にも及ぶこととします。
- 5 管轄の合意
民事訴訟法第11条に基づき、この契約に関する紛争の第一審の専属的合意管轄裁判所は、公益財団法人島根県育英会の住所地を管轄する裁判所とします。

様式11（規程第15条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
※奨学生本人が自筆で記入してください。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島高奨第 ー 号

住 所 〒 ー

氏 名

高等学校等奨学金貸与復活願

令和 年 月 日付島育第 号で、奨学金貸与休止・停止の通知を受けましたが、その事由が消滅しましたので、奨学金貸与の復活をお願いします。

上記の者は、令和 年 月 日付けで、本校 科 学年に進級・復学・学校復帰・その他（ ）したことを証明します。

令和 年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

印

様式12（規程第16条関係）

（このページをコピーして書類を作成してください。）

※字を消すことができたり、温度の変化により字が消えるボールペンは使用できません。
※各自が自筆で記入してください。

令和 年 月 日

公益財団法人島根県育英会 理事長 様

奨学生番号 島高奨第 ー 号

奨学生本人 住 所 〒 ー
(自筆で記入)

氏 名

連帯保証人 住 所 〒 ー
(父母等)

(自筆で記入) 氏 名

TEL

高等学校等奨学資金辞退届

下記により島根県育英会の高等学校等奨学資金を辞退しますので、(公財)島根県育英会高等学校等奨学資金貸与規程第16条の規定により、連帯保証人と連署のうえ届け出ます。

記

1 辞退期日
令和 年 月分以降

2 辞退理由（具体的に記入）

上記のとおり貴会の奨学資金について辞退の届け出がありましたので送付します。

令和 年 月 日

学 校 名

学 校 長 名

印